

## 新潟市男性の育児休業取得促進事業奨励金支給要綱

新潟市男性の育児休業取得促進事業奨励金支給要綱（令和4年3月30日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 新潟市男性の育児休業取得促進事業奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関して、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 育児休業を取得した男性の労働者及びその労働者を雇用する中小企業等の事業主に対し、予算の範囲内において奨励金を支給することにより男性の育児参画を促進し、育児を通して職場や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）又は中小企業等において定める就業規則、労働協約等に定めるところにより、労働者が、その子を養育するためにする休業をいう。
- (2) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。
- (3) 中小企業等 常時雇用する労働者が300人以下の企業、法人等をいう。

（支給の対象となる労働者）

第4条 育児休業を取得した労働者であって、育児休業の取得の開始の日から第8条の規定による申請（以下、この条において単に「申請」という。）の日までにおいて、次の各号のいずれにも該当するものに対して奨励金を支給するものとする。

- (1) 新潟市に住所を有する男性であること。
- (2) 雇用保険の被保険者であること。
- (3) 次に掲げる事業所のいずれかに勤務していること。

ア 新潟市内の事業所

イ 新潟市内に本社を置く事業主の新潟市外の事業所

- (4) 次条第1号から第5号まで及び第11号の規定に該当する同一の中小企業等に引き続き雇用されていること。
- (5) 養育する3歳未満の子に対して連続する1か月（勤務を要しない日を含む）以上の育児休業を取得したこと。
- (6) 第3号ア又はイに規定する事業所に育児休業の終了の日の翌日（以下「復職日」という。）から1か月以上勤務していること。この場合において、勤務を要しない日及び年次有給休暇等を取得した日は勤務していることとみなす。
- (7) 育児休業に関する体験記を作成したこと。
- (8) 復職日に勤務する事業所において、事業主が労使者を対象に育児休業制度の周知（申請の日以前の1年以内の期間に行われたものに限る。）及び申請に係る育児休業に関する体験記の共有を行っていること。
- (9) 市税の未納付がないこと。
- (10) 市が行う啓発活動に協力すること。
- (11) 新潟市暴力団排除条例（平成24年条例第61号）第2条第2号及び第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではないこと。

（支給の対象となる事業主）

第5条 雇用する男性の労働者であって第9条の規定による申請（以下、この条において単に「申請」という。）の対象とするもの（以下「事業主奨励金対象労働者」という。）の育児休業の開始の日から申請の日までにおいて、次の各号のいずれにも該当する中小企業等の事業主に対して奨励金を支給するものとする。

- (1) 新潟市内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 雇用保険の適用事業主であること。
- (3) 就業規則又は労働協約等により育児休業の制度を設けていること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。
- (5) 雇用・新潟暮らし推進課の所管する企業間ネットワークの参加登録をしていること。
- (6) 前条第3号ア又はイに規定する事業所で勤務する事業主奨励金対象労働者に、連続する1か月（勤務を要しない日を含む）以上の育児休業を取得させた実績があること。
- (7) 事業主奨励金対象労働者が前条第3号ア又はイに規定する事業所に復職日から1か月以上勤務していること。この場合において、勤務を要しない日及び年次

有給休暇等を取得した日は勤務していることとみなす。

- (8) 雇用する全ての労使用者を対象に育児休業制度の周知（申請の日以前の1年以内の期間に行われたものに限る。）及び申請に係る育児休業に関する体験記の共有を行っていること。
- (9) 市税の未納付がないこと。
- (10) 市が行う啓発活動に協力すること。
- (11) 新潟市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではないこと。
- (12) 雇用する労働者及び事業主がこの要綱の規定による奨励金及びこの要綱による全部改正前の新潟市男性の育児休業取得促進事業奨励金支給要綱の規定による奨励金の支給を受けたことがないこと。
- (13) 令和3年度以前に、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第115条及び第116条の規定に基づく出生時両立支援コース助成金の支給を受けたことがないこと。

（支給制限等）

第6条 前2条の規定に関わらず、次の各号に掲げる法人及びその法人に雇用される労働者は、この奨励金の支給の対象としないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 資本金の4分の1以上を国又は地方公共団体が出資している法人
- (3) 事業の運営のために必要な経費の2分の1を超える額を国又は地方公共団体からの交付金又は補助金等によって得ている法人

2 この奨励金は、一子につき1回に限り支給の対象とし、多胎児は一子とみなす。

（支給額）

第7条 奨励金の支給額は、男性の労働者には5万円、事業主には20万円とする。

（男性の労働者の支給申請及び実績報告）

第8条 奨励金の支給を受けようとする男性の労働者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日までに市長に申請するものとする。

- (1) 復職日が3月から翌年1月までに属する場合 復職日から起算して2か月以内の日
- (2) 復職日が2月に属する場合 復職日の属する年度の3月31日

2 前項の規定による申請は、労働者奨励金支給申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、次条の規定に基づく事業主の支給申請を併せて行う場合には、第4号から第15号までに規定する書類を省略することができる。

- (1) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し
- (2) 育児休業に関する体験記（別記様式第2号）
- (3) 新潟市制度用納税証明書（労働者本人について証明するもの）の写し
- (4) 住民票の写し、母子健康手帳の写しその他新潟市に住所を有すること及び親子関係を有することを証明できるもの
- (5) 育児休業の申し出をした際の手紙等の写し
- (6) 出勤簿の写しその他育児休業を取得した日数及び第4条第3号ア又はイに規定する事業所に復職日から1か月以上勤務していることが確認できるもの
- (7) 育児休業取得に関する報告書（別記様式第3号）
- (8) 育児休業に関する就業規則又は労働協約等の写し
- (9) 雇用されている中小企業等の雇用・新潟暮らし推進課の所管する企業間ネットワークの参加登録申込書の写し
- (10) 雇用されている中小企業等の一般事業主行動計画策定届(変更届)の写し（都道府県労働局長へ届け出て、受付印の押してあるものに限る。）その他次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていることが確認できるもの
- (11) 雇用されている中小企業等の出資状況を確認できる資料（国又は地方公共団体が資本金を出資している法人に労働者が雇用されている場合に限る。）
- (12) 雇用されている中小企業等の資金収支内訳書その他直近の決算状況を確認できる資料（事業の運営のために必要な経費を国又は地方公共団体からの交付金又は補助金等によって得ている法人に労働者が雇用されている場合に限る。）
- (13) 勤務先の事業所のホームページにおける会社概要その他の勤務する事業所の存在及び事業主と事業所の関係が対外的に周知されていることを確認できるもの
- (14) 職場研修の実施に関する報告書（別記様式第4号）
- (15) その他雇用状況等の確認のため市長が必要と認める書類  
（事業主の支給申請及び実績報告）

第9条 奨励金の支給を受けようとする事業主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに市長に申請するものとする。

- (1) 事業主奨励金対象労働者の復職日が3月から翌年1月までに属する場合 復職日から起算して2か月以内の日
- (2) 事業主奨励金対象労働者の復職日が2月に属する場合 復職日の属する年度の3月31日

2 前項の規定による申請は、事業主奨励金支給申請書兼実績報告書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 雇用保険適用事業所設置届の写しその他雇用保険適用事業主であることが確認できるもの
- (2) 新潟市制度用納税証明書（事業主について証明するもの）の写し
- (3) 事業主奨励金対象労働者の住民票の写し、母子健康手帳の写しその他事業主奨励金対象労働者が新潟市に住所を有すること及び親子関係を有することを証明できるもの
- (4) 事業主奨励金対象労働者が育児休業の申し出をした際の手続き書類の写し
- (5) 事業主奨励金対象労働者の出勤簿の写しその他育児休業を取得した日数及び第4条第3号ア又はイに規定する事業所に復職日から1か月以上勤務していることが確認できるもの
- (6) 育児休業に関する就業規則又は労働協約等の写し
- (7) 雇用・新潟暮らし推進課の所管する企業間ネットワークの参加登録申込書の写し
- (8) 一般事業主行動計画策定届(変更届)の写し（都道府県労働局長へ届け出て、受付印の押しあてられているものに限る。）その他次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていることが確認できるもの
- (9) 出資状況を確認できる資料（国又は地方公共団体が資本金を出資している法人に限る。）
- (10) 資金収支内訳書その他直近の決算状況を確認できる資料（事業の運営のために必要な経費を国又は地方公共団体からの交付金又は補助金等によって得ている法人に限る。）
- (11) ホームページにおける会社概要その他の事業主奨励金対象労働者が勤務する事業所の存在及び事業主と事業所の関係が対外的に周知されていることを確認できるもの。
- (12) 職場研修の実施に関する報告書（別記様式第4号）
- (13) その他事業主奨励金対象労働者の雇用状況等の確認のため市長が必要と認める書類  
（支給の決定等）

第10条 市長は前2条の規定による申請を受理したときは、必要に応じて事情確認、実地調査等を行いその内容を審査し、奨励金の支給又は不支給を決定して、奨励金支給（不支給）決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。  
（支給）

第11条 市長は前条の規定による支給の決定を行ったときは、速やかに奨励金を支払

うものとする。

(奨励金の支給決定の取り消し及び返還)

第12条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金支給決定取消通知書（別記様式第7号）により支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により奨励金の交付決定を受けたとき。

2 前項の規定により支給決定を取り消した場合において、奨励金をすでに支給したときは、奨励金返還命令書（別記様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、復職日が令和7年3月1日以後にあたる労働者について適用し、復職日が同日前にあたる労働者については、なお従前の例による。

(適用期間)

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。第10条の規定により決定した申請者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。